

熊本市・植木町

合併協議会だより



植木町は「すいか」の生産量日本一（熊本市は全国市町村10位）。

2月18日、植木町のJA鹿本総合流通センターで、今年の初出荷が行われました。2月中旬から6月下旬にかけて出荷され、最盛期は5月の上中旬です。



第2号
2009.4

第2回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成21年1月30日(金) 午後3時～
ところ KKR ホテル熊本「有明・不知火」

第2回協議会では、報告事項として1月8日に開催された第1回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、協議事項9件が提案され、協議の結果、「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」および「新市の事務所の位置」について原案のとおり承認されました。

なお、「地方税の取扱い」などの5件について提案され、第3回協議会で採決されます。



【報告事項】

■第1回議員専門部会報告

○部会長、副部会長の選任が行われ、委員互選の結果、下記の委員が選ばれました。

部会長

嶋田 幾雄氏(熊本市)

副部会長

住野 弘行氏(植木町)

○審議については、合併協議会から議員専門部会へ付託された7項目のうち、4項目「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」及び「新市の事務所の位置」について審議を行い承認されました。

【協議項目】

■協議第1号 合併の方式について

合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」があり、当協議会では「合併の方式については、植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。」とし、下記の付帯事項を付けて承認されました。

熊本市と植木町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

■協議第2号 合併の期日について

「合併の期日については、平成22年3月31日までの間で住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする。」ことが承認されました。

■協議第3号 新市の名称について

「新市の名称は、熊本市とする。」ことが承認されました。

■協議第4号 新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする。」ことが承認されました。

第3回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成21年2月16日(月) 午前9時30分～
 ところ 崇城大学市民ホール(市民会館)2階「大会議室」



第3回協議会では、第2回で提案された「地方税の取扱い」「企画財政関係事業」「環境保全関係事業」「水道関係事業」および「電算関係事業」について協議を行い、原案のとおり承認されました。

また、「市民生活関係事業」など5件について提案され、第4回協議会で採決されます。

【協議項目】

■協議第9号 地方税の取扱い

- 「都市計画税」については、『政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。』
- 「事業所税」については、『「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後5年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。』
- 「法人市(町)民税」については、『「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。』
- 「入湯税」については、「熊本市の例に統一する。なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等(植木温泉等の振興)に要する費用に充てていくものとする。」

■協議第17号 企画財政関係事業について

- 「慣行の取扱い」については、「市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。」
- 「コンビニエンスストアでの市税収納」については、「新市の事業として継続する。」

■協議第21号 環境保全関係事業について(その1)

- 「合併処理浄化槽整備事業」「人工かん養促進事業」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発」については、「一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。」
- 「環境美化活動推進事業」については、「一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。」
- 「新世紀漱石の森づくり事業」については、「新市の事業として継続する。」

■協議第25号 水道関係事業について

- 「上水道事業」については、「植木町の上水道整備計画(平成21年度～28年度)は、新市へ引き継ぐ。」
- 「簡易水道使用料(水道料金)」については、「熊本市の料金体系に統一する。」
- 「簡易水道分担金(加入金)」については、「植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。」

■協議第26号 電算関係事業について

- 「基幹系システム」「情報ネットワークシステム」については、「熊本市のシステムに統合する。」

以上のことが承認されました。

▽第3回協議会で承認された両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町
地方税の取扱い	都市計画税 納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 税率 0.2% 用途 都市計画事業および土地区画整理事業に充てている。	課税なし
	事業所税 ○資産割 1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を超える事業所。 ○従業者割 従業者給与の総額0.25% ※合計従業員が100人を超える事業所。 (非課税・減免対象あり)	課税なし
	法人市(町)民税 ○均等割 制限税率(標準税率×1.2) ○法人税割 制限税率14.7%	○均等割 標準税率 ○法人税割 超過税率14.5%
	入湯税 税率 1人/1日 150円 免税点 1,500円(食事代・マッサージなどを含む。)	税率 1人/1日 150円 日帰り1人 70円 免税点 日帰り客で、入湯料金が1人360円以下
企画財政関係事業	慣行の取扱い 市章:ひらがなの「く」の字を図案化したもの 市の木:イチヨウ 市の花:肥後ツバキ 市の鳥:シジュウカラ	町章:「うえき」の「う」を図案化したもの 町の木:楠 町の花:すいせん 町の鳥:ほおじろ
	コンビニエンスストアでの市税収納 収納できる税目 軽自動車税、市県民税、固定資産税 利用できる店舗 約4万店舗(全国利用可)	制度なし
環境保全関係事業	合併処理浄化槽整備事業 小型合併処理浄化槽設置費助成5～50人槽(33～203万円)までの補助制度あり なお、高度処理型浄化槽を設置した場合上乗せあり	小型合併処理浄化槽設置整備補助事業 5～10人槽(33～54万円)までの補助制度あり また、単独処理浄化槽を撤去した場合補助制度あり
	ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 資源ごみ分別収集運営費助成金制度なし	資源ごみ分別収集運営費助成金 地区に対して資源ごみの分別収集運営に要する経費を助成
水道関係事業	簡易水道使用料(水道料金) 上水道料金 (例)13mm 20㎡ 2,520円 30㎡ 4,200円 20mm 20㎡ 2,877円 30㎡ 4,557円	簡易水道料金 (例)13mm 20㎡ 2,700円 30㎡ 4,380円 20mm 20㎡ 2,750円 30㎡ 4,430円
	簡易水道分担金(加入金) ○上水道加入金 13mm 63,000円 20mm 126,000円 25mm 189,000円 40mm 630,000円 ○引き込み負担金制度 制度なし	○簡易水道加入分担金 13mm 39,900円 20mm 52,500円 25mm 141,750円 40mm 283,500円 ○引き込み負担金制度 加入金と一緒に12万円を引き込み負担金として徴収し、本管からの引き込み工事を町が受託

第4回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成21年3月2日(月) 午後3時30分～
ところ くまもと県民交流館「パレアホール」

第4回協議会では、報告事項として2月26日に開催された第2回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、第3回で提案された「市民生活関係事業」「健康福祉関係事業」「子ども未来関係事業」「都市建設関係事業」および「教育関係事業」について協議を行い、原案のとおり承認されました。

なお、「総務関係事業」など3件について提案され、第5回協議会で採決されます。



【報告事項】

■第2回議員専門部会報告

- 「協議第8号 地域自治組織等の取扱い」については、「合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。なお、設置する地域自治組織の制度等については、改めて定める。」ことになり、設置する地域自治組織の制度などについては、次回提案することで継続審議と

なりました。

- 「協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、事務局からの説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うことになりました。

【協議項目】

■協議第18号 市民生活関係事業について(その1)

- 「町名・字名の取扱い」については、『熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。』
- 「行政連絡機構の取扱い」については、「熊本市の町内自治会制度へ統合する。ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。」
- 「町内自治会活動支援事業」については、「町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。」
- 「防犯灯設置補助金」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「地籍調査の今後の計画」については、「植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。」

■協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)

- 「国保料(税)率等」については、「合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。」
- 「食生活改善事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。」
- 「火葬場」については、「植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。」
- 「緊急通報体制等整備事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。」
- 「障がい者社会参加促進事業」については、「熊本市の例に統一する。」

■協議第20号 子ども未来関係事業について(その1)

- 「健康教育(母子保健)」については、「熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。」
- 「乳幼児健診」については、『熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。』
- 「地域子育て支援センター事業」については、「当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。」
- 「ひとり親家庭等医療費助成事業」については、「熊本市の例に統一

する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5年間現行のとおりとする。」

- 「保育料」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「つどいの広場事業」については、「現行のとおり継続する。」

■協議第23号 都市建設関係事業について(その1)

- 「里道の整備」「私道の整備」「下水道使用料」「受益者負担金」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「下水道計画」については、「植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。」

■協議第24号 教育関係事業について

- 「通学区域(小・中学校)」については、「校区については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。」
- 「育英奨学金(育英事業)」については、「熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。」
- 「英語指導助手事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手(ALT)の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。」
- 「小学校英語活動推進事業」については、「モデル的な事業として合併後も継続する。」
- 「図書館の施設管理運営」については、「熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。」
- 「図書館行事」については、『植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については5年間継続する。』
- 「各種体育施設」については、「熊本市の例に統一する(管理方法、施設料金)。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。」
- 「社会教育関係団体及び補助金」については、「熊本市 PTA 協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町 PTA 連絡協議会補助金は、熊本市 PTA 協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。」
- 「公民館の運営状況」「公民館使用料」については、「植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。」

以上のことが承認されました。

合併協議会を傍聴できます!

合併協議会はどなたでも傍聴できます。開催日時などの詳細は、合併協議会事務局(☎096-328-2067)か植木町企画財政課(☎096-272-1112)へお問い合わせください。(合併協議会の開催状況は、両市町のホームページでもご覧になれます。)

▽第4回協議会で承認された両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町
町名・字名の取扱い	現行のとおり	(例) 鹿本郡植木町大字 鑑田〇〇番地△ ↓ 熊本市植木町 鑑田〇〇番地△
行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	町内自治会制度 報酬 市からの支給なし ※町費の中から会長手当を支給している。	嘱託員制度 報酬 ○平等割 50戸以下 年額62,000円 51～150戸まで 年額74,000円 151戸以上 年額83,000円 ○戸数割 1戸当り年額 2,000円
町内自治会活動支援事業	町内自治振興補助金 ○均等割 200世帯以下 年額60,000円 201～400世帯 年額65,000円 401～800世帯 年額70,000円 801世帯以上 年額75,000円 ○世帯割 年額600円/世帯 校区自治協議会の設立推進 ○運営補助 1団体上限200,000円	制度なし
防犯灯設置補助金	○防犯灯の設置 工事代等基準額の5割補助 ○防犯灯の維持管理補助 維持管理費 年額2,000円/灯	○防犯灯の設置 町が全額負担 ○防犯灯の維持管理補助 制度なし(行政区負担)
国保料(税率等)	○所得割 12.3/100 ○均等割 46,850円 ○平等割 25,800円 ○賦課限度額 68万円 徴収方式「料方式」	○所得割 10.8/100 ○均等割 45,000円 ○平等割 30,000円 ○賦課限度額 68万円 徴収方式「税方式」
火葬場	使用料 市内 市外 ○12才以上 6,000円 36,000円 ○12才未満 4,000円 24,000円	使用料 町内 町外 ○12才以上 10,000円 20,000円 ○12才未満 8,000円 16,000円
緊急通報体制等整備事業	緊急通報装置を市が買取り、対象者から徴収基準額の費用負担(0～6万円強)を徴収し設置	緊急通報装置を町がリースし、対象者へ無償貸与 ※台数は155台を限度。
障がい者社会参加促進事業	○運転免許取得費助成 限度額10万円 ○身障者自動車改造費助成 限度額10万円 ○心身障害者への福祉タクシー券の交付 ○おでかけバス券・乗車券制度	○福祉タクシー券の交付 タクシー料金の2割を助成
子ども未来関係事業	○乳児健診 対象者 3・7か月児 場 所 委託医療機関(熊本市医師会及び市近隣の小児科専門医療機関) 回 数 通年(医療機関の診療時間内)	○乳児健診 対象者 3～4か月児、6～7か月児 場 所 かがやき館 回 数 毎月1回

区分	熊本市	植木町
子ども未来関係事業	○幼児健診 対象者 1歳6か月・3歳児 場 所 各保健福祉センター 回 数 1歳6か月児 週1回 3歳児 月3回	○1歳6か月児健診 対象者 1歳6～7か月児 場 所 かがやき館 回 数 月1回 ○3歳児健診 対象者 3歳2～3か月児 場 所 かがやき館 回 数 月1回
都市建設関係事業	ひとり親家庭等医療費助成事業 助成額 ひと月に一つの医療機関に支払った医療費の2/3を助成	助成額 ひと月に一つの医療機関に支払った医療費の2/3を助成 ただし、入院費については全額助成
都市建設関係事業	里道の整備 里道(農道を除く。)境界が確定している場合、市が整備を行う 農道 限度額70万円を補助	里道(農道を除く。)住宅3戸以上の生活道路として認められた場合 20㎡まで原材料を支給 農道 限度額45万円を補助
都市建設関係事業	私道の整備 幅員が1.8m以上で家屋3戸以上かつ土地の所有者が複数いる場合 限度額250万円を補助	建設後10年以上経過し、世帯が5戸以上ある場合 20㎡まで原材料を支給
都市建設関係事業	下水道使用料 使用料金 ○水道水 (例)20㎡ 2,240円 ○井戸水 1世帯 1,700円	使用料金 ○水道水 (例)20㎡ 3,630円 ○井戸水 1人世帯 1,470円 2人世帯 2,940円 3人世帯 4,410円 4人世帯 5,880円
都市建設関係事業	下水道受益者負担金 土地面積200円/㎡ ※土地の面積が854㎡以下は市が安く、856㎡以上は町が安くなる。	一般世帯(均等割) 171,000円
教育関係事業	育英奨学金(育英事業) 奨学金貸付制度 月 額 高校など (国公立) 18,000円 (私立) 30,000円 大学など (国公立) 42,000円 (私立) 51,000円 ※380人定数。	奨学金貸付制度 月 額 高校 (公立) 17,000円 (私立) 29,000円 高等専門学校 (国立) 20,000円
教育関係事業	英語指導助手事業 ALT 28名 小・中学校 ALT 26名 高校 ALT 2名 ※1人平均 4.3校	ALT 4名 小学校 ALT 2名 中学校 ALT 2名 ※1人平均 2.75校
教育関係事業	小学校英語活動推進事業 英語活動授業(80校平均) 1年生 年間 4.1時間 2年生 年間 4.5時間 3年生 年間 11.6時間 4年生 年間 11.6時間 5年生 年間 12.0時間 6年生 年間 11.9時間	英語活動授業 低学年 年間25時間 中・高学年 年間50時間
教育関係事業	図書館の施設管理運営 熊本市立図書館 ○蔵書冊数500千冊 ○利用時間(午前9時半～) 10月～5月午後6時まで 6月～9月午後7時まで 土日休日 午後5時まで ○休館日 月曜日、年末年始	植木町立図書館 ○蔵書冊数78千冊 ○利用時間 午前10時～午後6時まで ○休館日 月曜日、祝祭日、第2金曜日、年末年始
教育関係事業	各種体育施設 体育館(全面) ○午前 4,200円 ○午後 5,600円 ○夜間 5,600円 ○全日 18,200円 ○電気料(1時間) 700円 グラウンド(全面) ○1時間 500円 ○電気料(1時間)1,800円	体育館(全面) ○町民が使用の場合 無料 ○電気料 1,890円 グラウンド(全面) ○町民が使用の場合 無料 ○電気料 ソフトボール 2,520円 野球 3,780円

熊本市と植木町の人口・世帯数の比較

熊本市	植木町
人口 679,845人	人口 30,823人
世帯数 281,799世帯	世帯数 10,636世帯
(平成21年2月1日推計人口)	(平成21年1月末現在)

編集・発行 熊本市・植木町合併協議会事務局
〒860-8601 熊本市手取本町1番1号
(熊本市役所政令指定都市推進室内)
Tel 096-328-2067 Fax 096-323-3060
E-mail kumamoto-ueki@ari.bbiq.jp